

小田原市市民活動推進委員会  
第5期委員会報告書

小田原市市民活動推進委員会

平成25年4月



はじめに

小田原市市民活動推進委員会 第5期委員会の報告書をここに提出する。

小田原市市民活動推進委員会（以下、委員会とする）は、2003（平成15）年7月1日に施行された「小田原市市民活動推進条例」第13条に基づき、市長の附属機関として設置され、ほぼ10年が経過した。過去4期の委員会においては小田原市の市民活動をめぐる現状を踏まえて様々な議論が行われ、新たな制度設計もなされてきた。「小田原市市民活動応援補助金制度」、「提案型協働事業」などはその例である。

現在、小田原市は、総合計画「おだわらTRYプラン」の遂行に向け、「新しい小田原」への第二ステージに入っているが、地域における様々な課題を解決するためには、市民と行政がともに力を合わせ、「協働」のあり方を見直し、さらに発展させていくことが必要となっている。

そこで本報告書では、第5期委員会で検討を行った2つのテーマを中心に報告する。

第1のテーマは「市民活動応援補助金制度の見直し」である。第4期委員会の提言に基づき、現状を分析した上で実施した制度変更の内容について記述する。なお、制度変更は平成24年度になされている。

第2のテーマは「協働事業のガイドライン策定」である。小田原市では、行政提案型協働事業や市民活動応援補助金制度などにより多数の事業が、市民活動団体との協働によって実施されているが、今後様々な事業を展開していくにあたり、協働に関する認識を市民活動団体と行政が一層高めていく必要があることから、ガイドラインの作成に着手した。

第5期委員会では、これらのテーマについて、識者や委員からのレクチャーも含めて議論を重ね、制度変更の検討やガイドラインの作成を行った。本報告書が、小田原市が総合計画で掲げている「市民の力で未来を拓く希望のまち」を実現するための一助となることを期待する。

小田原市市民活動推進委員会

## 目 次

はじめに

テーマ1 「市民活動応援補助金制度の見直し」 ..... 3

テーマ2 「協働事業のガイドライン策定」 ..... 5

おわりに

資料編 ..... 7

審議の経過 ..... 9

小田原市市民活動推進委員会 ..... 10

別添・・・協働事業のガイドライン

## テーマ1「市民活動応援補助金制度の見直し」

### ○制度変更の内容

現行の制度は維持しつつ、ステップアップコースに「補助率70%・上限額20万円」のプランを追加した。

また、市民活動応援補助金報告会において、実施団体と委員が意見交換をするとともに実施事業の評価を付すこととした。

### ○制度変更の背景

市民活動応援補助金は、第1期委員会の答申に基づき、市民が自発的に行う市民活動を財政面で支援することにより、市民活動の活性化と自立を図るとともに、市民主体のまちづくりを進めることを目的に平成16年度から実施している。

第4期委員会の報告書では、市民活動応援補助金制度の改善策として、「ステップアップコースでは現状の補助率が1/2であるが、団体の自己負担金を低くすることによって事業計画が容易になるよう補助率を高く設定すべき」、個別の交付事業について「現状では前年度の補助事業の事業結果に対する評価等の意見交換が実施されていないが、審査員の認識を高め、適切な審査を実施するためにも、前年度の補助事業の総括が必要」とされていた。

そこで、市民活動応援補助金制度の更なる充実化・活性化を目的に制度改正の検討を行った。

### ○現状の分析

第4期委員会の報告を受け、小田原市では平成16年度～23年度に補助金を交付した63団体を対象にアンケートを実施し、団体の活動内容や補助金制度への要望等を取りまとめた。

これによると、現行の制度を支持する声が過半であったものの、補助率や補助回数、上限金額が低いと回答する団体も少なくはなかった。また、年間予算30万円未満の団体が7割以上であり、どの団体も事業資金の確保が課題になっていた。

なお、スタートアップコース利用後にステップアップコースに申請しなかった25団体の内8団体が、自己資金が無いことを理由に挙げており、さらにその内6団体は年間予算が5万円未満という状況であった。

これらのことから、市民活動に取り組んでいる多くの団体は予算規模が小さく自己

資金も少額であることや、事業を継続する上で、資金面を理由にステップアップコースに申し込めない団体があることが分かった。

また、委員会では、補助金の交付にあたっての審査は行っているものの、事業完了後の評価・検証を行っていなかったため、補助制度の効果や課題を十分に把握することができなかった。

実施団体側にとっても、公開の場で事業を報告し、第三者からの指摘を受ける等のプロセスを経ることは、今後の事業展開を図る上で重要なことであり、これらに対応する事業の枠組みが求められていた。

#### ○検討内容

市民活動応援補助金制度については、現行の補助率と上限額の見直しを具体的に検討した。

アンケートでは、現行の制度を支持する声が過半であることから、委員会では現行制度の良い点は生かしながら、予算規模の小さな団体が活動を維持・発展できるよう、補助率の高いプランの追加を検討した。ただし、補助金を交付できる団体数が大幅に減少しないようにするため、上限額は引き下げる形とした。

具体的には、スタートアップコースの「補助率100%・上限額10万円」とステップアップコースの「補助率50%・上限額30万円」の間に、新たなステップアップコースとして「補助率70%・上限額20万円」のプランを追加し、スタートアップコースからステップアップコースへのハードルを下げ、スタートアップコースから事業継続をする団体の増加を図るとともに、団体の成長をより支援できる制度変更が必要なものとした。

また、事業完了後の評価については、全交付団体を対象に委員会が参加する報告会を開催することとし、報告会の開催方法や事業に対する評価の視点などについて検討した。

見直し後の報告会は、平成24年7月に実施され、団体のみならず、委員会としても補助交付事業への評価・検証を行うことができることとなった。

## テーマ2「協働事業のガイドライン策定」

### ○策定の理由

「協働」については、第3期委員会での議論を踏まえて、第4期委員会でも議論が深められ、協働の必要性や具体的な施策の展開についてまとめた報告書が提出された。

小田原市では、平成16年度から市民活動応援補助金制度に、平成23年度から行政提案型協働事業に着手している。今後、総合計画で掲げる「市民の力で未来を拓く希望のまち」の実現に向けて、協働に対する市職員の意識醸成のほか、市民活動団体においても行政との具体的な協働のあり方について理解を深めていく必要がある。

そこで、委員会では、協働事業に関する基本的な事項を取りまとめたガイドラインを策定することとした。

### ○策定までの経緯

「市民活動に関する知識・経験等を有する者」「事業者」「学識経験者」の選出区分の委員や関係者から、「協働推進に向けた提言」と題して委員会時に発表があり、市民活動団体と行政との役割分担や、協働を推進する上で必要な事項及び注意すべき点などについて様々な角度から提言がなされた。それらの内容について委員間で意見交換を行い、共通理解を深め、ガイドラインに掲載する内容を検討した。

その結果、市民と行政が協働を推進する上で共有すべき基本的な考え方、市民活動団体と行政が協働事業を実施する際の実践的な過程や手法等を取りまとめたガイドラインを作成することとした。

### ○策定したガイドライン

別添資料参照

### ○ガイドラインの活用

今後は、このガイドラインを活用し、各種協働事業に取り組んでいただくとともに、特に市民提案型協働事業の開始にあたっては、市民活動団体と行政とが共通の認識をもって進められるよう、双方への十分な周知をお願いしたい。

おわりに

第5期委員会では、本報告書で記したように、「市民活動応援補助金制度の見直し」と「協働事業のガイドライン」を中心に議論を重ねてきた。

「協働事業のガイドライン」については、識者や多くの委員からの提言をもとに作成した。その過程で、小田原市ですでに実施されている協働事業や既存の制度を確認するとともに、おだわら市民活動サポートセンターの機能についても様々な議論がなされた。同センターが、市民活動団体と地域活動団体との連携をコーディネートする事業を市から受託するなど、その役割が年々拡大しているからである。

しかしながら、ガイドラインの内容を検討することに多くの時間を要したことから、同センターが中間支援機関として果たすべき役割の方向性について、踏み込んだ議論を行うことはできなかった。

小田原市における中間支援機関はさらに重要となっていくと考えられることから、今後求められるそのあり方や役割・機能について、来期市民活動推進委員会での検証・提言を期待したい。

本報告書が、小田原市が直面する地域社会の課題解決に向けて、市民と行政の知恵と力を合わせていくための一助となることを願い、第5期委員会報告書のまとめとしたい。



—— 資 料 編 ——

■市民活動サポートセンター登録団体の推移■

(各年度末の団体数)

H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
307	345	359	370	386	392	399	408

■市民活動サポートセンター登録団体の分野別団体数 上位5分野■

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	88団体	21.6%
2. 社会教育の推進を図る活動	85団体	20.8%
3. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	68団体	16.7%
4. 環境の保全を図る活動	47団体	11.5%
5. 子どもの健全育成を図る活動	43団体	10.5%

(登録団体総数 408団体)

■市民活動応援補助金応募・交付実績■

	応募件数			交付件数等			
	スタート	ステップ	計	スタート	ステップ	計	金額
H16年度	15件	29件	44件	7件	9件	16件	2,391千円
H17年度	16件	14件	30件	8件	9件	17件	2,313千円
H18年度	11件	18件	29件	8件	8件	16件	1,949千円
H19年度	8件	11件	19件	2件	5件	7件	1,017千円
H20年度	10件	9件	19件	7件	6件	13件	1,744千円
H21年度	7件	8件	15件	3件	6件	9件	1,314千円
H22年度	13件	7件	20件	5件	4件	9件	1,088千円
H23年度	10件	13件	23件	4件	7件	11件	1,508千円
H24年度	12件	A4件 B3件	19件	7件	A3件 B3件	13件	1,819千円

(注) 「スタート」… スタートアップコース 「ステップ」… ステップアップコース  
「A」… ステップアップコースプランA 「B」… ステップアップコースプランB

## 審議の経過

回数	開催年月日	主な会議内容
第1回	平成23年7月11日	委嘱状交付 小田原市の市民活動推進に関する取組みについて 今後の進め方について
第2回	平成23年10月21日	市民活動応援補助金制度の検討について 平成24年度市民活動応援補助金の募集について
第3回	平成24年2月15日	平成24年度市民活動応援補助金第一次審査 行政提案型協働事業について
第4回	平成24年3月17日	平成24年度市民活動応援補助金第二次審査（公開プレゼンテーション）
第5回	平成24年4月23日	市民活動応援補助金報告会の実施方法について 協働推進の指針について 協働推進に向けた委員提言 行政提案型協働事業について
第6回	平成24年5月28日	協働推進に向けた委員提言 ----- 行政提案型協働事業報告会
部会		平成24年度行政提案型協働事業審査（公開プレゼンテーション）
第7回	平成24年7月31日	市民活動応援補助金報告会・情報交換会
第8回	平成24年8月21日	協働推進に向けた委員提言 協働推進の指針について
第9回	平成24年10月29日	市民活動応援補助金について 協働推進に向けた委員提言 協働推進のガイドラインについて
第10回	平成25年2月14日	市民活動応援補助金第一次審査について 協働のガイドライン及び第5期委員会報告書について 市民提案型協働事業について
第11回	平成25年3月16日	平成25年度市民活動応援補助金第二次審査（公開プレゼンテーション）
第12回	平成25年4月8日	市民活動応援補助金及び行政提案型協働事業報告会について 行政提案型協働事業について 市民提案型協働事業について 市長に報告書を提出
部会	平成25年5月27日	平成25年度行政提案型協働事業審査（公開プレゼンテーション）
第13回	平成25年6月24日	市民活動応援補助金及び行政提案型協働事業報告会

## — 小田原市市民活動推進委員会 —

(任期 平成 23 年 7 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日まで)

- 委員長 前田 成東 (東海大学教授)
- 副委員長 工藤 澄子 (市民活動経験者)
- 委員 秋本 輝男 (株式会社カネボウ化粧品)
- 有賀 かおる (公募市民)
- 石川 喬一 (公募市民)
- 栢沼 行雄 (小田原市自治会総連合) [平成24年4月23日から]
- 川久保 佐智子 (市民部副部長) [平成25年3月31日まで]
- 神保 伸夫 (小田原市自治会総連合) [平成24年4月22日まで]
- 神馬 純江 (市民活動経験者)
- 二見 梨絵 (市民活動経験者)
- 穂坂 明範 (小田原市立富水小学校校長)
- 山崎 文明 (市民部副部長) [平成25年4月1日から]

(役職別五十音順)

---

小田原市市民活動推進委員会  
第5期委員会報告書

---

平成25年4月

〒250-8555  
神奈川県小田原市荻窪300番地  
小田原市市民部地域政策課  
Tel:0465-33-1458 Fax:0465-34-3822  
e-mail:chisei@city.odawara.kanagawa.jp